

【売買取引の方法について】

松山市公設水産地方卸売市場における売買取引の方法は、業務規程において次のように規定しています。

事項	内容
売買取引の方法	<p>(売買取引の方法)</p> <p>条例第37条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札又は相対取引（販売価格があらかじめ定められた売買取引を含む。以下同じ。）の方法によらなければならない。この場合において、卸売業者は、市場の役割である価格形成機能及び分配機能が十分に発揮できるよう、物品の特性に応じて取引方法を設定するものとする。</p> <p>2 卸売業者は、卸売する取扱品目について、次の各号に掲げる場合であって市長が指示をしたときは、指示した取引方法によらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合(3) 災害が発生した場合(4) その他市長が指示することが適当と判断した場合

【決済の方法について】

松山市公設水産地方卸売市場における売買取引の方法は、業務規程において次のように規定しています。

事項	内容
決済の方法	<p>(決済の方法)</p> <p>条例第54条の2 市場において取引参加者が売買取引を行う場合の決済は、規則で定める方法によるものとする。</p> <p>規則第64条の2 条例第54条の2の規定による決済の方法は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用を控除した金額を支払うこと。(2) 卸売業者又は仲卸業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その物品の引渡しを受けた日の翌日までに代金を支払うこと。(3) 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に代金を支払うこと。(4) 仲卸業者から販売を受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に代金を支払うこと。(5) 市場における売買取引の支払方法は、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかによること。 <p>2 前項の規定にかかわらず、契約等で支払期日、支払方法その他の決済の方法を定める場合は、当該契約等によるものとする。</p> <p>3 市長は、前項に規定する契約等の提出を求めることができる。</p>